

平成27年度分 軽油引取税免税証(農業用)交付申請書の(仮)受付について

- 農業用免税軽油制度は、法律上、平成27年3月31日で終了することになっておりますが、制度が継続された場合に対応するため、平成27年度使用分の免税証交付申請書の集合(仮)受付を行いますので、免税証の交付を希望する方は、下記により申請手続きを行ってください。
- 制度が継続されない場合は、免税証を交付できませんが、制度が継続された場合、集合(仮)受付を行った方については、4月上旬に免税証を交付する予定です。
- 県税事務所窓口での(仮)受付は、平成27年2月12日から行いますが、その場合、集合(仮)受付を行った方よりも免税証の交付が遅くなりますので、できるだけ下記会場で申請手続きを行ってください。

●集合(仮)受付日程

対象地域	期 日	時 間	会 場
二ツ井・藤里町	平成27年1月14日(水)	10:00~11:30 13:00~15:30	能代市役所二ツ井庁舎 大会議室
旧能代市内	平成27年2月9日(月) 平成27年2月10日(火)	10:00~11:30 13:00~15:30	山本地域振興局 3F 大会議室

●必要書類一覧表

区 分	免税軽油使用者証	機械の購入証明書	免税軽油使用者証申請書	誓約書	(秋田県証紙400円分)	免税証交付申請書	耕作委員会が交付する耕作証明書	免税軽油の引取り等に係る報告書	前年購入した軽油の納品書又は購入証明書	印鑑	未使用の免税証
新規		○	○	○	○	○	○			○	
更新	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続	○					○	○	○	○	○	○
書換	○	○				○	○	○	○	○	○

※注意

- ① 当日は大変混み合うことが予想されますので、必ず申請書に記入しておこし下さい。原則として、受付は記入された方から行います。申請書用紙の無い方は下記お問い合わせ先に連絡して下さい。
- ② 制度が継続された場合、使用者証(厚紙)の有効期間は、使用者証の交付日から3年間となりますので、使用者証の交付年月日が平成24年12月以前である場合は更新申請が必要です。
- ③ 秋田県証紙(400円分)は免税証の交付時にいただきます。
- ④ 共同申請で、使用者の増加又は入れ替えがある場合は更新申請、使用者が脱退する場合は書換申請が必要です。なお、印鑑と耕作証明書は全員のものが必要です。

【お問い合わせ先】

●秋田県総合県税事務所課税部課税第二課
住 所：秋田市山王4-1-2
T E L：018-860-3341

●秋田県総合県税事務所山本支所
住 所：能代市御指南町1-10
T E L：0185-52-6201

